

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。  
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

平成 19 年（ネ）第 185 号損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号損害賠償等請求事件）

## 弁論の再開申立書

控訴人（一審原告） 戸崎 貴裕

被控訴人（一審被告） （被控訴人 A）外 2 名

東京高等裁判所民事 19 部 御中

平成 19 年 4 月 日

控 訴 人 戸崎 貴裕 印

1 標記控訴事件につき、控訴人は、下記の理由により、民事訴訟法第 153 条に基づき、口頭弁論の再開を申し立てます。

2 申し立ての理由

(1) (医師 T) 及び EAP 社 (報告者 T) に対する尋問の必要性

控訴審第一回口頭弁論において、控訴人は、(医師 T) 及び EAP 社より、内容証明等による問い合わせを何度も行ったにもかかわらず、事情が明らかにされていないこと、特に、(医師 T) については、被控訴人 A 及び B に対して同人らの主張するように本件ら致をアドバイスしたのかどうか等について確認ができていないため、尋問等を考え、次回期日の設定を申し出ました。

同申し出に対し、裁判所は、(医師 T) については途中の経過であり被控訴人病院とは関係が無く、甲 3 号証などから判断するとし、結審の判断をなされました。

しかし、甲 3 号証に示した (医師 T) よりの返信は、同医師が控訴人に

対する診断書を交付した事実はないとする内容のみであり、甲 26 に示した内容証明での問い合わせ内容、すなわち、被控訴人 A 及び B の主張するとおりのアドバイスが（医師 T）よりなされたかどうかについてはいっさい返信が無く、真偽確認がなされておられません。

ベテラン医師である（医師 T）が、当時の控訴人に対しては甲 9, 2 の(1)に示した会話のみで、控訴人が原審準備書面(1)で述べた、同医師が当然熟知しているはずの各種規範を無視し、本件ら致を指導したという被控訴人 A 及び B の主張は、証拠無く事実認定されるべきではありませんし、一方、同医師が、控訴人の不知の間に、被控訴人病院を被控訴人 A 及び B に紹介し、被控訴人病院に対して紹介状を送付していたことは乙号証より明らかですから、仮に同医師が本件ら致を指導したのであれば、被控訴人病院が事前に本件ら致を知りえていた可能性、及び、被控訴人が乙 A2・15 頁 1 枚をもって主張し、その存否が争われている（医師 D）の診察とは関係なく、被控訴人らに、本件ら致後、控訴人を強制的に入院させる意図のあった可能性が高くなります。

また、原判決のように、仮に、被控訴人 A 及び B による証拠に拠らない主張のみにより、（医師 T）が本件ら致を指導したと事実認定されるとすれば、（医師 T）に対する不意打ちとなるばかりでなく、控訴人が別途、（医師 T）に対して訴えの提起を行わざるを得ない状況を生み、（医師 T）が同指導を否認するような事態となれば、矛盾する事実認定が発生し、控訴人にとって一方的な不利益となります。

次に、EAP 社（報告者 T）に関しては、同人が、控訴人に対しなんら確認や事情の聴取を行うことなく、本件強制入院措置及び（医師 T）の行動の根拠ともなった報告書を書いた事実等の立証のため、尋問が必要です。

よって、口頭弁論を再開し、（医師 T）及び EAP 社（報告者 T）に対し尋

問を行うことは、事案の真相究明に必要、かつ、控訴人による立証を即す合理的な手段であり、同尋問の結果が判決に影響すると考え、尋問内容等については、別途、証拠申出書を提出いたします。

(2) (医師 D), (医師 K), 並びに被控訴人 A に対する尋問の必要性

控訴審第一回口頭弁論において、控訴人は、次回期日の設定の申し立ての理由のひとつとして、控訴審準備書面(4)、第3の4で述べた、被控訴人 A 及び B や EAP 社による報告内容を弾劾し、被控訴人らがいっさい考慮しなかった、本件ら致及び本件強制入院前の控訴人の言動等に関する事実を示すものとして、控訴人と(株式会社 A)との間で、嫌がらせや迷惑行為等問題解決のため復職を目標とした自己都合休職の合意をした際の音声反訳書(甲 37。), 当時控訴人が警視庁において相談した際の音声反訳書(甲 38。), 及び、実音声(甲 39。)を提出する旨申し出ました。

同期日において、裁判所は、被控訴人代理人らに確認のうえ、追完の了承を得、結審の判断をなさいました。

しかし、同証拠を含め、これまでに提出した当時の控訴人の言動及び状況を示す客観的証拠は、被控訴人 A 及び B や EAP 社(報告者 T)による報告内容を弾劾し、また、当時控訴人が精神科の疾病にり患などしておらず、判断能力の無い状態などではなく、また、控訴人に有無を言わせない本件ら致と即日の強制入院が最低限必要かつ相当な手段であったとはとうていいえないことを示すものであり、同措置の相当性を否定するに足る証拠になります。

控訴人は、当時被控訴人らのいっさい考慮しなかった控訴人の言動や状況を示す客観的証拠を提出した上で、本件ら致、本件強制入院、及び被控訴人病院医師らによる診断の医学的相当性、及び、各種規範に照らした相当性を争点に含め、被控訴人らの不法行為を主張してい

ますし、他の医療過誤裁判例に照らすに、医療行為及び診断の客体となった人の言動、状態や環境が、医療側の主張と異なるとする事実が客観的証拠によって示されている以上、同医療行為及び診断の医学的相当性が医療の側より釈明され、その相当性が審理されるべきであることはいうまでもありませんし、同釈明がなされない場合、医療行為及び診断の相当性は否定されるべきです。

控訴人は、上記相当性を被控訴人らが疎明できない事実を立証するため、口頭弁論を再開し、以下に述べるとおり、（医師 D）、（医師 K）、及び被控訴人 A に対する尋問を行うことを申し立てます。尋問内容等については、別途、証拠申出書を提出いたします。

(3) （医師 D）及び（医師 K）に対する尋問の必要性

上記(2)で述べたように、控訴人提出の、当時被控訴人らがいっさい考慮せず確認しなかった、控訴人の言動や状況を示す客観的証拠を考慮したうえで、本件強制入院措置が、可能な問診や検討を十分に尽くした、他に方法の無い最低限必要な措置であったとする相当性、及び同措置の根拠となった診断の医学的相当性につき、同措置を決定した（医師 D）、及び同措置を継続した（医師 K）が説明できないこと、並びに、同医師らの下したいっさいの診断が誤診であることを立証するため、控訴人は、別途、同医師らに対する尋問の申出を行います。

(4) 被控訴人 A に対する尋問の必要性

上記(2)で述べたように、控訴人提出の、当時被控訴人らがいっさい考慮せず確認しなかった、控訴人の言動や状況を示す客観的証拠を考慮したうえで、本件ら致が可能な確認や検討を十分に尽くした、他に方法の無い最低限必要な措置であったとする相当性につき、同措置を指示した被控訴人 A が説明できないことを立証するため、控訴人は、別途、被控訴人 A に対する尋問の申出を行います。

### 3 まとめ

以上から、（医師 T）、EAP（報告者 T）、（医師 D）、（医師 K）、及び、被控訴人 A に対する尋問により、本件ら致及び本件強制入院の相当性が否定され、同措置が、被控訴人らの過失または故意による連続した不法行為として成立することが立証され、また、被控訴人病院医師らによる誤診が立証され、判決に影響を及ぼす可能性が高いわけですから、第一回口頭弁論の結果のみでは審理が尽くされたものとはいえないので、ここに口頭弁論の再開を申し立てます。

### 4 追記

仮に、弁論の再開がなされないまま被控訴人らの主張が認められるようなことがあれば、人の客観的言動、状態や環境を故意に無視したうえで、医学的相当性及び各種規範に照らした相当性を釈明せず、有無を言わず有形力を持ってら致し、即日閉鎖病棟に軟禁し入院歴をつくることで、結果として、嫌がらせ行為、迷惑行為、犯罪行為等の真実を妄想として隠滅するという反社会的行為が可能となるのであり、このことは、医療制度の誤用、乱用または悪用に対し、その相当性について十分可能な審理をせず、法的な抜け道を容認することにつながります。

以 上